

## 船舶事故調査報告書

平成23年12月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年6月8日 19時20分ごろ
発生場所	静岡県下田市下田港南西方沖 下田市所在の下田灯台から真方位216° 2.97海里の石取根付近 (概位 北緯34°36.8′ 東経138°55.2′)
事故調査の経過	平成23年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五 <sup>いちろう</sup> 郎丸、4.9トン 235-25019神奈川、個人所有 9.65m(Lr)×3.08m×1.22m、FRP ディーゼル機関、324kW、平成3年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年12月10日 免許証交付日 平成23年4月4日 (平成28年5月28日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部亀裂、右舷船底凹損、右舷ビルジキール凹損、主機関損傷、発電機損傷、蓄電池損傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、キンメダイ漁の目的で平成23年6月8日19時00分ごろ、下田市下田港から東京都神津島村神津島南西方沖の <sup>ぜにす</sup> 銭洲に向けて出港した。 船長は、下田港西防波堤仮設灯台の東側を航過したのち、自動操舵として椅子に座って操船中、眠気を催した状態で針路の設定変更を行い、そのままの体勢で居眠りに陥った。 本船は、19時20分ごろ、下田市タライ埼から南東方向約2.2km沖の石取根付近の浅瀬に乗り揚げ、船長は乗り揚げた衝撃で目が覚めた。 本船は、自力で離礁し、海上保安庁に通報後、自力で下田港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本船は、6月7日23時30分ごろ、母港の神奈川県三浦市 <sup>まつわ</sup> 松輪漁港を出港し、静岡県東伊豆町稲取沖でキンメダイ漁を終えた後、6月8日正午ごろ下田港に入港した。 船長は、下田港出港前に缶ビール（350ml）を2本飲んでいて。

	<p>船長の健康状態は良好であり、持病もなく薬の服用もなかった。</p> <p>船長は、約20年のキンメダイ漁の経験があり、伊豆諸島、八丈島、伊豆半島及び銭洲の各周辺海域で漁をしており、銭洲周辺海域には年に3、4回出漁し、当年は既に2回出漁していた。</p> <p>船長は、銭洲周辺海域へ出漁する際には下田港か式根島で休息していたが、仮眠をとらずに出漁していた。</p> <p>本船は、船首部の亀裂のために機関室と船尾船室が浸水した。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、下田港の西防波堤仮設灯台付近を銭洲に向けて航行中、船長が、眠気を催した状態で自動操舵の針路の設定変更を行ったのち、居眠りに陥ったことから、石取根付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、前日の出漁時から睡眠をとっていなかったことによる睡眠不足及び飲酒により居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、下田港の西防波堤仮設灯台付近を銭洲に向けて航行中、船長が、眠気を催した状態で自動操舵の針路の設定変更を行ったのち、居眠りに陥ったことから、石取根付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、前日の出漁時から睡眠をとっていなかったことによる睡眠不足及び飲酒により居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、下田港の西防波堤仮設灯台付近を銭洲に向けて航行中、船長が、眠気を催した状態で自動操舵の針路の設定変更を行ったのち、居眠りに陥ったことから、石取根付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、前日の出漁時から睡眠をとっていなかったことによる睡眠不足及び飲酒により居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が下田港の西防波堤仮設灯台付近を銭洲に向けて航行中、船長が、眠気を催した状態で自動操舵の針路の設定変更を行ったのち、居眠りに陥ったため、石取根付近の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								